

議案第74号

三田市学校給食費徴収条例の一部を改正する条例の制定について

三田市学校給食費徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成25年12月2日提出

三田市長 竹内英昭

三田市条例第 号

三田市学校給食費徴収条例の一部を改正する条例

三田市学校給食費徴収条例（平成23年三田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中「3,790円」を「3,900円」に、「4,370円」を「4,500円」に、「2,860円」を「2,940円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の三田市学校給食費徴収条例第3条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に要した学校給食費について適用し、同日前の学校給食費については、なお従前の例による。